

平成25年3月29日

国土政策局離島振興課

離島振興対策実施地域の振興を図るための基本方針について

離島振興法の一部を改正する法律（平成24年法律第40号。）附則第2条第1項の規定に基づき、「離島振興対策実施地域の振興を図るための基本方針」を国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が別紙のとおり決定し、本日官報告示いたしましたのでお知らせいたします。

※ 「離島振興対策実施地域の振興を図るための基本方針」は、同条第3項の規定により、同法の施行日（平成25年4月1日）において同法による改正後の離島振興法（以下「新法」という。）第3条に規定される「離島振興基本方針」となります。

（お問い合わせ先）

国土交通省国土政策局離島振興課 担当：中村、高子

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

TEL：03-5253-8111（内線 29-614、29-636）
03-5253-8421（課直通）

FAX：03-5253-1594

e-mail：takako-n2v9@mlit.go.jp